

平成16年6月期 第三級陸上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の免許状に記載される事項は、次のどれか。

1. 免許人の国籍
2. 無線従事者の氏名
3. 無線設備の設置場所
4. 工事落成の期限

〔2〕 総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査を受ける場合は、次のどれか。

1. 臨時に電波の発射の停止を命ぜられたとき。
2. 許可を受けて無線設備の変更の工事をしたとき。
3. 電波の型式又は周波数の指定の変更を受けたとき。
4. 期間を定めて周波数又は空中線電力を制限されたとき。

〔3〕 電波法に規定する電波の質は、次のどれか。

1. 高調波の強度
2. 信号対雑音比
3. 電波の型式
4. 変調度

〔4〕 電波法に規定する「無線従事者」の定義は、次のどれか。

1. 無線局に配置された者をいう。
2. 無線従事者国家試験に合格した者をいう。
3. 無線設備の操作を行う者であって、無線局に配置されたものをいう。
4. 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、25,010キロヘルツから960メガヘルツまでの周波数の電波を使用する陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるものの最大の空中線電力は、次のどれか。

1. 25ワット
2. 50ワット
3. 100ワット
4. 500ワット

〔6〕 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から何日以内にその免許証を返納しなければならないか、次のうちから選べ。

1. 30日
2. 14日
3. 10日
4. 7日

法

規

〔7〕 次の文は、時計、業務書類等の備付けに関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局には、正確な時計及び 、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。」

1. 免許人の氏名又は名称を証する書類
2. 監視装置
3. 無線検査簿
4. 無線機器仕様書

〔8〕 臨時検査（電波法第73条第4項の検査）において検査されることがあるのは、次のどれか。

1. 無線従事者の知識及び技能
2. 無線従事者の資格及び員数
3. 無線従事者の勤務状況
4. 無線従事者の業務経歴

〔9〕 免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により無線設備の変更の工事の許可を受けたとき、その無線局についてどのような処分を受けることがあるか、次のうちから選べ。

1. 運用の停止
2. 周波数の制限
3. 免許の取消し
4. 運用許容時間の制限

〔10〕 無線従事者が電波法に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分は、次のどれか。

1. 無線設備の操作範囲の制限
2. 1年間の無線局の運用停止
3. 6か月間の業務の従事停止
4. 3か月以内の業務の従事停止

〔11〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定により、どのような手続をとらなければならないか、次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその旨を届け出る。
2. 10日以内にその旨を報告する。
3. 速やかに総務大臣の承認を受ける。
4. 適当な時期に連絡する。

〔12〕 免許人は、免許状に記載された事項に変更を生じたときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. 直ちに届け出る。
2. その旨を報告する。
3. 再免許を申請する。
4. 免許状の訂正を受ける。